

# 菅茶山顕彰会規約

## (名称)

第一条 本会は、菅茶山顕彰会という。

## (目的)

第二条 本会は、菅茶山の遺徳を永く顕彰することを目的とする。

## (事業)

第三条 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行なう。

1. 菅茶山を顕彰する事業。
2. 5年ごとに茶山生誕祭を行う。
3. その他必要な事業。

## (事務局)

第四条 本会の事務局を事務局長宅に置く。

## (会員と会費)

第五条 1. 本会の会員は、会の目的に賛同した個人、又は法人とする。  
2. 会費は年額2千円とする。

## (役員と任期)

第六条 本会に次の役員を置く。役員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 常任理事 若干名
4. 理事 30名以内
5. 事務局長 1名
6. 会計 1名
7. 監事 2名

## (役員を選出)

第七条 役員を選出は次のとおりとする。

1. 理事及び監事は総会において選出する。
2. 会長、副会長、は理事会において互選する。
3. 常任理事・事務局長及び会計は理事の中から会長が指名する。

## (役員職務)

第八条 1. 会長は会を代表し会務を総理する。  
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。  
3. 理事は会務の運営にあたる。  
4. 事務局長は事務局に於いて本会の事務を監督する。  
5. 会計は本会の経理を司る。  
7. 監事は会計その他を監査する。

## (顧問)

第九条 1. 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。

## (会議)

第十条 本会の会議は、次のとおりとする。

### 1. 総会

総会を年1回開催し、この会の事業及び会計、役員を選任、規約の変更などの重要事項を決定する。総会は会員の出席者をもって成立し、出席者の過半数をもって決定する。

### 2. 常任理事会

会長は必要に応じ常任理事を招集し重要案件の協議をする。議長は代表理事が務める。

### 3. 理事会

理事会は必要に応じて会長が召集し、会の運営について協議する。理事会の議長は会長が務める。

## (経費)

第十一条 本会の経費は、会費、寄付金及び事業収入、その他をもって充てる。

第十二条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終る。

## (その他)

第十三条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要なことがらは、会長が別に定めるものとする。

## 附則

昭和63年4月21日

平成13年5月19日 一部改定

平成17年4月23日 会の名称を変更

平成18年5月20日 一部改定

平成20年5月9日 一部改定

平成21年6月13日 一部改定

平成25年5月19日 一部改正

平成28年5月18日 一部改正

平成29年5月12日 一部改正

平成30年5月18日 一部改正